

# 介護保険制度が一部改正に

問い合わせ  
高齢福祉課  
介護保険担当

## 介護保険制度の仕組み

### 40歳以上のすべての人が加入

介護保険は40歳以上のすべての人が加入し、要介護認定により介護が必要と認められた場合に、介護サービスを利用できる制度です。

ただし、40～64歳の方は老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護が必要となった方に限り、要介護認定の申請ができます。

### 保険料は年3万5427円(平成17年度分) 所得により6段階に区分

本市の第1号保険者(65歳以上)が支払う介護保険料は、所得段階別に6段階に区分されます(下表)。第1号被保険者の介護保険料については、老齢・退職年金が年額18万円以上の方は、年金の定期支払い時に天引きされ、それ以外の方は、口座振替や納入通知書で直接市に納めます。

また、第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)は、加入している医療保険料に上乗せして徴収されます。

なお、表の保険料は今年度分のもので、3年ごとに見直しを行っていますので、来年度見直しを行う予定です。

### 平成17年度第1号被保険者の介護保険料(参考)

段階	対象者	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	10,628円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税の方	23,028円
第3段階(基準額)	本人が住民税非課税の方 (世帯内に住民税課税者がいる場合)	35,427円
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	44,284円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	54,912円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	65,540円

## 改正後の基準費用額と負担限度額

### ○基準費用額

種類	区分	日額	備考
居住費	ユニット型個室	1,970円	介護老人福祉施設と短期入所生活介護は、1,150円です。
	ユニット型標準個室	1,640円	
	従来型個室	1,640円	
	多床室(相部屋)	320円	
食費		1,380円	

※利用者負担は施設と利用者の契約で決められますが、水準となる額が定められています。

### ○負担限度額

利用者負担段階	利用者の負担段階	居住費等の負担限度額			食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型標準個室	従来型個室	
第1段階	日額	820円	490円	※490円(320円)	0円
	月額	約2.5万円	約1.5万円	約1.5万円(1.0万円)	約1.0万円
第2段階	日額	820円	490円	※490円(420円)	320円
	月額	約2.5万円	約1.5万円	約1.5万円(1.3万円)	約1.0万円
第3段階	日額	1,640円	1,310円	※1,310円(820円)	320円
	月額	約5.0万円	約4.0万円	約4.0万円(2.5万円)	約1.0万円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、( )内の金額となります。

◎通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)利用時の食費については減免の対象とはなっておりませんのでご注意ください。

上の表を基に本人の負担額を計算すると…

### 例 要介護5で特別養護老人ホームの多床室に入所されている方の本人負担額の変化

利用者負担段階	現行の負担	10月からの負担
第1段階	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 —	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 —
	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —	3.7万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.2万円 居住費 1.0万円
	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —	5.5万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 2.0万円 居住費 1.0万円
第1～3段階以外の方	5.6万円/月 1割負担分 3.0万円 食費 2.6万円 居住費 —	8.1万円/月 1割負担分 2.9万円 食費 4.2万円 居住費 1.0万円

居住費や食費の具体的な料金は、利用者と施設の契約で決めるのが原則ですが、低所得者の場合は施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。低所得者は、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます(左表)。

### Ⅱ. 低所得者は、居住費や食費の負担額を軽減

## 改正の主なポイント

### Ⅲ. 高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ

10月から、世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の場合、老齢福祉年金受給者等を除くことについて、高額サービス費の上限が軽減されます。

### 保険給付の対象から外れる費用

- ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設での居住費と食費
- ②短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)における施設利用料と食費
- ③通所介護(デイサービス)と通所リハビリテーション(デイケア)利用時の食費。



介護職員から食事を… (えびな南高齢者施設で)

### 地域型在宅介護支援センター ぜひ、ご利用を!!

地域型在宅介護支援センター(下表)は、在宅の要援護高齢者の介護等に対し、総合的な相談を受けるほか、各種保健福祉サービスの受付けも行っています。地域に密着した身近な機関としてご利用ください。

#### 海老名市在宅介護支援センター一覧

名称	所在地・電話番号	地区
基幹型在宅介護支援センター(市役所高齢福祉課内)	勝瀬175-1 ☎ 231・2111	市内全域
海老名東在宅介護支援センター	東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストン相模野102号 ☎ 292・1411	柏ヶ谷・東柏ヶ谷・望地
中心荘老人介護支援センター(中心荘第一老人ホーム内)	上今泉4-7-1 ☎ 231・7152	上郷・下今泉・上今泉
海老名中央在宅介護支援センター(老人保健施設アゼリア内)	河原口1357-1 ☎ 234・2973	勝瀬・中央・国分南・国分北
さつき町在宅介護支援センター(医療センター内)	さつき町41 ☎ 234・7226	中新田・さつき町・河原口・社家
国分寺台在宅介護支援センター(国分寺台ケアセンター内)	国分寺台2-10-23 ☎ 233・8881	大谷・国分寺台・浜田町
えびな南老人介護支援センター(えびな南高齢者施設内)	杉久保2271-7 ☎ 238・7681	中河内・中野・今里・上河内・杉久保・本郷・門沢橋

高額介護サービス費の月額上限額は次のとおり変更になります。

利用者負担段階	9月利用分まで	10月利用分から
第1段階	15,000円	15,000円
第2段階	24,600円	15,000円
第3段階	24,600円	24,600円
第1～3段階以外の方	37,200円	37,200円

### 申請方法が変わります

現在、高額介護サービス費の申請は、利用限度額を超えた利用月ごとに申請を行っていただいていたが、10月サービス利用分からは、初回に1回申請をすれば、以降は指定口座に振込します。

### 介護保険認定調査員の登録 募集中!!

介護認定調査員の登録を受け付けています

- ▷資格・人数 ケアマネジャー、保健師、看護師いずれかの資格を有する方・若干名
- ▷勤務時間 午前9時～午後4時で週1～2回程度
- ▷報酬 市の規定による。

☒ 高齢福祉課介護保険担当。

### 介護施設は3種類

介護保険が適用となる施設の種類とサービス内容は次のとおりです。

- 1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)**  
常時介護を必要とする人で、自宅での生活が困難な人に対し、生活全般の介護を行います。  
〔内容〕施設では、食事や排せつ、入浴などの日常生活の介護のほか、リハビリなどのサービスも受けられます。健康管理も行われますが、それ以上の医療サービスは医療機関へ通院・入院することになります。
- 2. 介護老人保健施設**  
慢性期医療とリハビリで早期の家庭復帰をめざす施設で、特別養護老人ホームと病院の中間的な施設です。  
〔内容〕治療を必要とする人を対象に、リハビリ、看護・介護サービスを中心とした医療と日常生活サービスを提供します。
- 3. 介護療養型医療施設**  
脳卒中や心臓病などの急性期の治療が済んだ人の長期療養施設です。療養上の管理や看護・機能訓練、その他の医療提供を目的としています。  
〔内容〕介護に重点を置いた体制で、居住性の向上に配慮したタイプの医療施設です。

# 10月1日から 施設利用料などが変更へ